

あっせんの申立て事案の概要とその結果（平成 24 年度第 4 四半期）
デリバティブ関係(金利系)

一般社団法人全国銀行協会

事案番号	23年度(あ)第976号
申立ての概要	執拗な勧誘により締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等の負担を求める。 ・当社は、B銀行担当者から融資実行の直前に本件契約1を勧誘され、今後の取引関係を考慮して、同契約を締結した。ただし、本件契約1が融資の条件だとは言われていない。 ・その後、B銀行担当者から、ヘッジ比率を上げるために、本件契約2を勧誘されたが、既に本件契約1で損失が発生していたため、断っていた。しかしながら、B銀行担当者はその後も執拗に勧誘を繰り返したため、やむをえず契約締結に至った。 ・当社は、本件契約1以前にデリバティブ取引の経験はなく、B銀行担当者から取引の仕組み、メリット及びデメリット等について詳細な説明を受けておらず、本件契約1及び2のいずれについても解約清算金等の負担を求める。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、所定の資料にもとづき、本件契約の内容及びリスク等について十分に時間をかけてA社に説明しており、A社は十分に理解していたと判断している。 ・本件契約1及び本件契約2の締結によっても、オーバーヘッジにはなっていない。 ・ただし、A社が本件契約2について難色を示していたにもかかわらず、勧誘を続けたことについては問題がなかったとはいえないことから、当行は本件契約2の解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年6月 29 日及び同年8月 31 日の両日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、本件契約2の勧誘方法に問題があったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約2を中途解約の上、B銀行が本件契約2の解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。

(注)紛争事案の概要は、銀行のお客さまにあっせん委員会の活動や役割をご理解いただくこと、また加入銀行において同種の紛争事案の再発防止や未然防止に役立てることを目的として掲載しています。

掲載に当たっては、当事者のプライバシー等に配慮したうえで、できる限り一般的・原則的な用語や表現に置き換えるなどの工夫をしています。

また、「あっせん手続の結果」は、あっせん委員会が個々の事案における取引経過や背景等を考慮したうえで判断したものであり、契約類型として類似した事案であっても、同様の判断となるものではないことにご留意ください。

	<ul style="list-style-type: none"> ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年1月 18 日付けで和解契約書を締結した。
--	---

事案番号	23 年度(あ)第 1081 号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、仕入価格の高騰により経営に不安を抱いていたところ、B銀行担当者から、リスクヘッジしないと競合企業に負けるとして不安を煽るような提案を受けたことから、本件契約を締結した。ところが、契約締結後に仕入価格が暴落し、本件契約による損失が発生し続けている。 ・当社は、本件契約の締結以前も、他の金融機関からデリバティブ取引を勧誘されていたが、複雑な商品は理解できないとして断っていた。 ・当社は、B銀行担当者から、販売用資料等にもとづいて説明を受けたものの、解約清算金については十分な説明を受けておらず、過小評価していた。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社の仕入価格が高騰していることを受け、価格上昇リスクをヘッジできる商品として本件契約を勧誘し、締結に至った。 ・当行担当者は、事前説明資料を用いて、本件契約の内容及びリスク等について十分に説明しており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年7月 20 日及び同年 10 月 25 日の両日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、事前説明資料の解約清算金に係る説明内容の一部に、誤解を招く可能性がある記載があること等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方があっせん案を受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年1月8日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24 年度(あ)第 246 号
申立ての概要	優越的地位の濫用により締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、B銀行から融資を受けるに当たり、金利の変動リスクをヘッジする必要はなかったが、B銀行担当者から、本件契約の締結が融資条件であると言われたため、やむを得ず本件契約の締結に至った。 ・B銀行担当者から、本件契約に係る提案書により説明を受けたものの、短時間で内容を理解できなかった。
<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、A社の融資の実行に当たり、金利の変動リスクをヘッジすることについて、A社が積極的な姿勢をみせたことから、本件契約を提案するに至った。 ・当行担当者は、A社社長に本件契約が融資条件であるとの説明はしていないし、その旨は契約書等にも記載されている。また、本件契約締結当時、A社のメインバンクは他の金融機関であり、当行はA社に対して優越的な地位になかった。 ・本件契約締結時、当行担当者が所定の資料にもとづき本件契約の内容及び中途解約清算金等について、A社社長に対し丁寧に説明を行っており、説明方法に問題はなかったと判断している。
<p>あっせん 手続の結果</p>	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年10月15日及び同年11月19日の両日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、B銀行担当者の本件契約に係る説明時間が短時間であることから、A社が十分に本件契約の内容を理解できるまでの説明を尽くしたか疑問が残ること、及び本件契約の提案書についても若干わかりにくい記載内容が存在すること等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成25年3月21日付けで和解契約書を締結した。

以上